

スポーツ大会運営費補助金について

1 補助対象者

補助対象者は、おおむね次の実態を備えている、スポーツに関する事業を行う団体（小中学校を除く。）及び個人（本市に居住する者に限る。）です。

ただし、政治・宗教活動及び営利事業を行う団体及び個人を除きます。

- (1) 定款、寄附行為に類する規約を有すること（学校部活動を行う団体を除く。）
- (2) 団体意思を決定し、執行し、代表する機構が確立していること
- (3) 自ら経理し、監査する等会計機構を有すること
- (4) 活動の本拠としての事務所等を本市に有すること
- (5) 活動の成果が、全市的視野に立って期待できること

2 補助対象となる大会等

補助対象となる大会等は、スポーツ団体等が主催し、又は主管する次の大会等です。

- (1) 国際大会及び国際親善試合
- (2) 全国的又は全道的な参加規模をもって開催される大会
- (3) その他(1)及び(2)の大会等に準ずるもの

3 補助対象経費及び補助金額

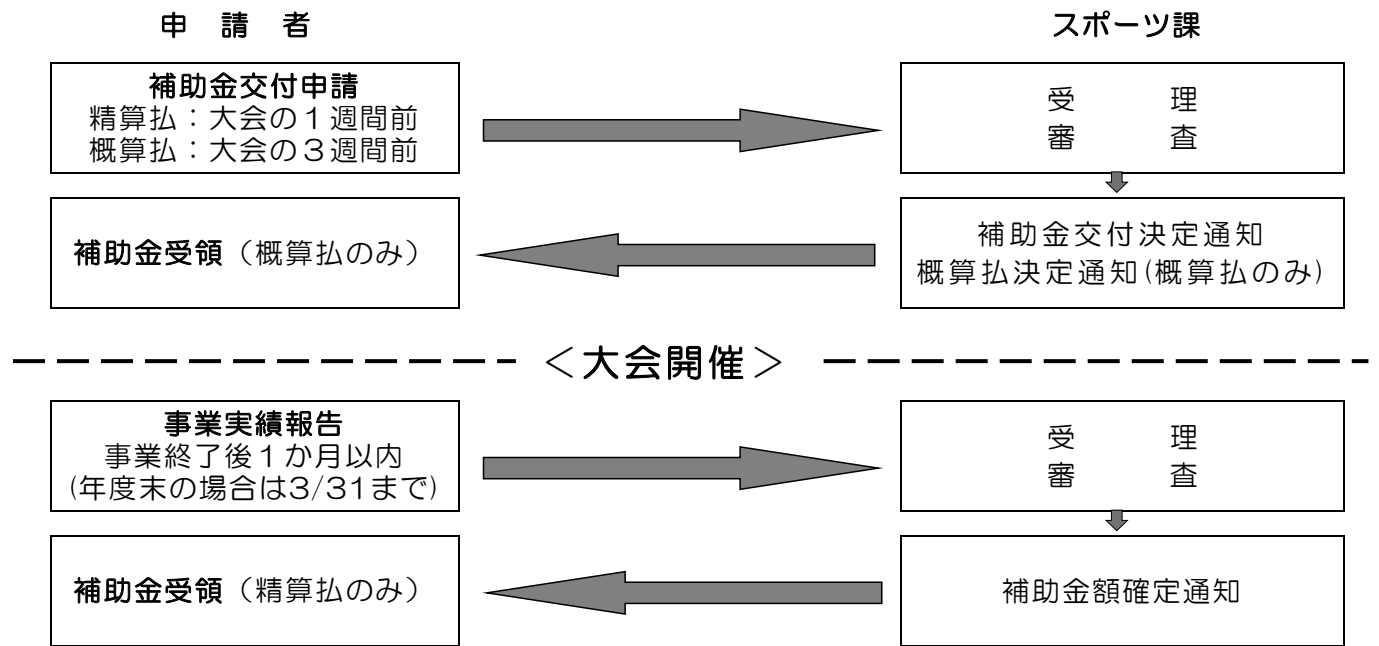
- (1) 補助対象経費は、大会運営に要する経費です。

ただし、事業実施のための事前の調査研究及び研修に要する経費、交際費、慶弔費並びに懇親会費は除きます。

- (2) 補助金額は、補助対象経費の1／2以内で、かつ、次の表に定める金額の範囲内とします。

大会規模	参加人数	補助金
国際大会及び国際親善試合		100,000円
全国的な参加規模をもって開催される大会	350人以下	30,000円
	351人以上 700人以下	50,000円
	701人以上	100,000円
全道的な参加規模をもって開催される大会	350人以下	15,000円
	351人以上 700人以下	25,000円
	701人以上	100,000円

4 補助金の手続の流れ



5 申請・事業報告に必要な書類（様式は、旭川市ホームページからダウンロードできます。）

	書類
申 請	補助金交付申請書（様式第1号）
	団体の概要（様式第2号）
	事業計画書（様式第3号）
	収支予算書（様式第4号）
	補助金概算払申請書（様式第12号）※事前に補助金が必要な場合のみ
	支払計画書等（事前に補助金を必要とする理由がわかるもの）※概算払の場合のみ
	大会要項
	定款又は連盟・協会等の規約
事 業 報 告	請求書
	補助事業実績報告書（様式第7号）
	事業実施書（様式第8号）
	収支決算書（様式第9号）
	補助金精算書（様式第10号）
	領収書・レシート等の写し（宛名、ただし書等が記載されているもの）
	プログラム等

6 補助金の受取り

- (1) 口座振込の場合(原則)
請求書に振込先をもれなく記入してください。
※申請者名と口座名義が異なる場合は、委任状が必要となります。
- (2) 現金受取の場合
場 所：市役所総合庁舎1階の会計課（窓口）
時 間：9：00～15：00
持ち物：交付決定の書類、印鑑（印鑑の持出しができない場合は、領収書に団体名、金額等を記入、押印のうえ、上記窓口へ提出してください。）

7 申請書類等の提出先・問合せ先

旭川市観光スポーツ交流部スポーツ課
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎1階
電話：0166-23-1944 FAX：0166-25-2680
E-mail：sport@city.asahikawa.lg.jp